

九州経済産業局における法令違反への対応状況(2020年度)

2021年4月
九州経済産業局
製品安全室

経済産業省では、製品安全4法(注)の適正な執行を図るため、規制対象の製品について、試買テスト及び立入検査により法令遵守状況の確認を行うとともに、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供及び自治体(都道府県・市)の立入検査等にも対応して確認を行っております。

これらにより法令違反の疑いが認められた場合は、事実関係について調査を行い、その結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止の指導を行うとともに、必要な行政措置又は法的措置を行っております。

(注)製品安全4法とは、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

1. 概要

九州経済産業局が2020年度に対応した法令違反事案において、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反の7事業者に対して産業部長名による文書注意を行ったところです。(以下2. 参照)

2. 個別の事案(産業部長名による文書注意)

【消費生活用製品安全法(消安法)】

事業者区分/品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
【輸入事業者 A】 ○乗車用ヘルメット	試買テスト	・技術基準に不適合	・在庫品は、工場へ返品 ・ウェブサイトでの今回の事実の公表を行い良品への交換対応中。 ・再発防止措置の実施。

(注)消安法の場合、◇印は「特別特定製品」であることを、また、○印は「特別特定製品以外の特定製品」であることを表します。

【電気用品安全法(電安法)】

事業者区分/品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
【輸入事業者 B】 ○エル・イー・ディー・電灯器具	試買テスト	・技術基準に不適合	・リコール対応として、販売先リストに基づき自主的な回収・返金で対応中。 ・商品交換希望の顧客については商品交換対応中。 ・再発防止措置の実施。
【輸入事業者 C】 ◇直流電源装置 ○その他の工作用又は工芸用の電熱器具	(独)製品評価技術基盤機構の立入検査報告	・適合同等証明書の不保存 ・不適正表示での販売 ・技術基準に不適合	・適合同等証明書を入手し保管。 ・在庫品及び新規生産の製品には表示を付して販売。

			<ul style="list-style-type: none"> ・購入者に対しては、回収・返金等希望する場合は、個別に対応中。 ・再発防止措置の実施。
【輸入事業者 D】 ○電気がま	試買テスト	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に不適合 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗に在庫等が残っているものは可能な限り回収中。 ・再発防止措置の実施。
【輸入事業者 E】 ○電気洗濯機	試買テスト	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に不適合 	<ul style="list-style-type: none"> 在庫については、改修または処分。 ・回収、返金希望の場合には、別途対応中。 ・再発防止措置の実施。
【輸入事業者 F】 ○空気清浄機	試買テスト	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に不適合 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売済みのものについて、不具合発生の際には、当該事業者にて責任を持って対応中。 ・再発防止措置の実施。
【輸入事業者 G】 ○装飾用電灯器具	同業他社からの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・無届出 ・技術基準に不適合 ・不適正表示での販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫品は、工場へ返品 ・顧客から製品異常等の問い合わせがあった場合、無料返品・返金に対応中。 ・再発防止措置の実施。

(注)電安法の場合、◇印は「特定電気用品」であることを、また、○印は「特定電気用品以外の電気用品」であることを表します。